

諮問番号：諮問第 2 2 8 号

答申番号：答申第 2 2 8 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は賃貸住宅に住んでいるのだから、保護開始日である 9 月 2 1 日から 9 月 3 0 日までの住宅扶助が支給されるべきである。
- (2) 処分庁は 9 月 1 5 日からの家賃が納付済みで家賃需要がないため支給しないと主張するが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）には、家賃支払済みに関する支給認否の規定はなく、支給できない法的根拠がない。

処分庁は日本国法理の適用すべき法律の優先をせず恣意的な法解釈で保護費の不支給や削減を優先して法を形骸化させている。

コロナ禍での日本の不況時に、このような不支給や少額の生活扶助費の決定書を出すことは審査請求人のみならず日本社会に衝撃を与える。

日本国憲法は法で実施されていて、その存在が国民に証明される。

法の実施機関が法律ではない通達通知などの濫用で保護費の不支給や減額をすれば日本国憲法も法も空文になる。

家賃は確かに保護期間内に発生しているため、この期間に関しての家賃は支給すべきである。

よって、処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 住宅扶助の支給について

処分庁は保護申請日時点で、審査請求人が必要とする家賃の需要はないため、令和3年9月分住宅扶助を認定しなかったと主張しており、審査請求人は、局長通知には、家賃支払済に関する支給否認の規定はなく、支給できない法的根拠がないと主張している。

しかしながら、住宅扶助は、特定の住居に居住することにより支出を要する金額等が具体的に定まる生活分野であって、特定の住居における居住という具体的に特定された需要に対する保護という性格を有しているところ（札幌地裁平成16年11月25日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）、令和3年9月21日付け住宅扶助交付申請書兼家賃証明書（以下「家賃証明書」という。）には、家賃として「26,000円」、申請日時点での家賃納付状況として「2021年10月分まで納付済（納付日：9月13日）」と記載されており、保護開始申請の前に、同月分の家賃は納付され、その需要も消滅したものであるといえる。

そうであれば、令和3年9月13日に家賃が支払われたことで、保護申請日時点での同月分家賃の需要は消滅したものとして、当該家賃を最低生活費に計上しないという処分庁の判断に不合理な点はない。

2 本件処分による保護費の算定について

(1) 処分庁は、令和3年9月21日を保護の開始時期とする本件処分を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費（日割額）を24,643円としているところ、この額は、審査請求人世帯の状況に令和3年9月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）を当てはめて算定したものと認められる。

(2) 次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年9月分の収入認定額（日割額）について2,823円とし、手持金認定額について21,393円とし、これらの

金額は、法令や通知に則して認定したものであるとしているところ、その認定には誤りがないものと認められる。

(3) そして、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年9月分の保護費を427円とし、この額は、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額及び手持金認定額を減じて算定したものであるとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

(4) 以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われていると認められる。

3 その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年10月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年12月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 住宅扶助の支給について

処分庁は、保護申請日時点で審査請求人が必要とする家賃の需要はないため、令和3年9月分住宅扶助を認定しなかった旨主張しており、他方、審査請求人は、局長通知には家賃支払済に関する支給否認の規定はなく、支給できないとする法的根拠がない旨主張している。

しかしながら、住宅扶助は、特定の住居に居住することにより支出を要する金額等が具体的に定まる生活分野であって、特定の住居における居住という具体的に特定された需要に対する保護という性格を有しているところ、家賃証明書には、家賃として「26,000円」、申請日時点での家賃納付状況として「2021年10月分まで納付済（納付日：9月13日）」との記載があり、保護開始申請の前に、同月分の家賃は納付され、その需要も消滅したものであるといえる。

そうであれば、令和3年9月13日に家賃が支払われたことによって、保護申請日時点での同月分家賃の需要は消滅したものであるとして、当該家賃を最低生活費に計上しな

かった処分庁の判断に不合理な点はない。

2 本件処分に係る保護費の算定について

処分庁は、令和3年9月21日を保護の開始時期とする本件処分を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費（日割額）を24,643円と認定しているところ、この額は、審査請求人世帯の状況に令和3年9月時点での保護基準を当てはめて算定したものと認められる。

次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年9月分の収入認定額（日割額）について2,823円、手持金認定額について21,393円とし、これらの金額は、法令や通知に則して認定したものであるとしているところ、その認定には誤りがないものと認められる。

そして、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年9月分の保護費を427円と認定し、この額は、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額及び手持金認定額を減じて算定したものであるとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

なお、本件処分においては、審査請求人が令和3年9月分の家賃を納付した後の手持金（21,393円）を基準として保護費が算定されているところ、仮に、審査請求人が同月分の家賃を納付していなかった場合には、申請時の手持金として、家賃相当額が残存していることが想定され、その額を加えた手持金を基準として保護の要否及び程度が決定されたと考えられる。そうだとすれば、保護申請日より前に家賃を納付していた場合と保護申請日時点で家賃を納付していなかった場合とでは、大きな不均衡は生じないものと考えられる。

以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われていると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なもの認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、

前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩